

# 委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超える500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

## （受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

## （Wi-Fiクリースタンス）

- 第6条** 本業務は、Wi-Fiクリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

（1） ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
  - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### (業務スケジュール管理表)

- 第7条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。
- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

#### (Web会議【発注者指定型】)

- 第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### (Web検査【発注者指定型】)

- 第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### (業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

- 第10条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

#### (情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

- 第11条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。
- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyouuu/>

## (重点調査)

- 第12条** 重点調査とは、設計金額が2000万円以上の土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において、落札価格（入札書記載金額に1.10を乗じ一円未満の端数を切り捨てた額。）が、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）に10分の6を乗じた額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）を下回る業務に対し、成果品の品質確保を目的に、重点的に行う確認及び聞き取り調査のことをいう。
- 2 重点調査対象となった業務（以下「重点調査業務」という。）について、受注者は、その業務価格の積算根拠等について記載した「重点調査回答書（別記様式「業務計画書」を含む。）」（様式第1号）を作成し、契約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、前項に規定する書類について監督員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 4 重点調査業務の受注者は、業務計画書に業務体制について直接的に関わる担当者（作業員を含む。）まで記載するものとする。
- 5 重点調査業務の受注者は、業務を履行するにあたり、業務履行中の全ての協議及び立会時には、管理技術者が出席（臨場）し、説明又は協議をしなければならない。ただし、着手時打合せ及び業務完了時の成果品の受け渡しにおいては、管理技術者及び照査技術者が出席しなければならない。

## (本業務の特記仕様事項)

- 第13条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

### 業務目的

本業務は、徳島小松島港万代中央地区の護岸（旧水深5m岸壁）及び本港地区の岸壁において、停泊中の船舶からの温室効果ガス排出量削減に資する陸上電力供給施設（以下、「陸電施設」と言う。）及び船舶への給水施設（以下、「給水施設」という。）整備工事の発注等に必要な「特記仕様書」、「図面」等を作成するものである。

### 1 業務の内容

#### (1) 計画準備

業務の実施に先立ち、この業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画・立案すること。

#### (2) 協議・報告

担当職員と十分な打合せを行うものとし、時期及び回数は以下のとおりとする。

計画策定期	事前協議1回
中間報告時	中間報告2回
最終報告時	最終報告1回

#### (3) 現地踏査

#### (4) 陸電設備の設計（万代中央地区）

##### ア キュービクル式高圧受電設備（JIS C 4620）（以下、「キュービクル」という。）

・高圧6600V（三相三線、60Hz）を400V級及び200V級（三相三線）、100V（200V）（単相三線）に変圧等するものとし、電力容量は各変圧段階で200kVA、200kVA、50kVA程度と想定している。電力容量等は、想定する利用者の意見や下記（9）の検討との調整により決定させるものとする。

- ・安定・安全な電力供給のために出力遮断器盤や電流差動リレー等の保護装置を設置すること。
- ・その他の必要となる装置、施設等

##### イ 給電盤、給電ケーブル、コネクター等

- ・給電盤（上記アと給電ケーブルを繋ぐ）は、2ポートの出力ができるものすること。
- ・給電盤から停泊船舶まで安全に給電するためのケーブル及び接続構造とすること。
- ・船舶の給電ポート（複数種類に対応）又は船舶の分電盤に接続可能な構造とすること。

##### ウ 保安施設

- ・キュービクル設置等を囲むフェンスを設置すること。

##### エ その他

- ・操作マニュアル（現地掲示用操作看板を含む）の作成を行うこと。

(5) 給水設備の設計（万代中央地区及び本港地区）

- ア 既存護岸背後に設置されている水道施設の状況を調査すること。
- イ 利用船舶の需要を踏まえ給水施設の設計を行うこと。

(6) 陸電施設の設計（本港地区）

ア キュービクル式高圧受電設備（JIS C 4620）（以下、「キュービクル」という。）

- ・高圧6600V（三相三線、60Hz）を400V級及び200V級（三相三線）、100V（200V）（単相三線）に変圧等するものとし、電力容量は各変圧段階で200kVA、200kVA、50kVA程度と想定している。電力容量等は、想定する利用者の意見や下記（9）の検討との調整により決定させるものとする。

- ・安定・安全な電力供給のために出力遮断器盤や電流差動リレー等の保護装置を設置すること。

- ・その他の必要となる装置、施設等

イ 発動発電機等

- ・発動発電機（100V（200V）、400V級及び200V級、単相三線・三相三線、50・60Hz、定格100kVA相当）は、購入・設置を検討するものとする。
- ・発動発電機の燃料タンクは、容量200リットル以上1000リットル未満とする。

ウ 分電盤

- ・下記（7）に掲げる段階的な整備に対応できる構造とすること。具体的には、電力会社（100V（200V）、単相三線、60Hz）からの直接供給、キュービクルからの変圧後及び発動発電機からの各電力（100V（200V）、400V級及び200V級、単相三線・三相三線、50・60Hz）を入力し、100V（200V（単相三線））及び400V級及び200V級（三相三線）を出力できる構造とすること。
- ・分電盤には各回路の使用電力が確認できる電力メーターを設置すること。

エ 給電ケーブル、コネクター等

- ・分電盤から停泊船舶まで安全に給電するためのケーブル及び接続構造とすること。
- ・船舶の給電ポート（複数種類に対応）又は船舶の分電盤に接続可能な構造とすること。

オ キュービクル等の設置架台

- ・基本的に2階建構造とし、2階部分（キュービクル設置床）は異常高潮時にも浸水しない高さとする。また、大規模津波時でも設備が流失し第三者に影響を与えない構造上の配慮をすること。
- ・1階部分には発動発電機（100kVA）2台の設置・撤去が容易に行える構造とすること。
- ・給電ケーブル等を収納可能な構造とすること。
- ・発動発電機の燃料を貯蔵するタンクが設置できること。

カ 保安施設

- ・キュービクル及び架台を囲むフェンスを設置すること。

キ その他

- ・操作マニュアル（現地掲示用操作看板を含む）の作成を行うこと。

(7) 陸電施設の段階的な整備について（本港地区）

陸電施設の整備は、当該施設を利用する船舶の需要に応じ、次の3段階で整備することを想定している。

ア 第1段階

電力会社の変圧器から供給される100V（200V）、単相三線、三相三線）合計50kVA未満の電力を分電盤経由で船舶に供給する。

イ 第2段階

第1段階に加え、リース又は購入した発動発電機（100V、400V級及び200V級、単相三線、三相三線、50・60Hz）を設置し、当該発電機からの電力を分電盤に接続し、船舶の電力需要に応じて供給する。

ウ 第3段階

第1・2段階に替え、キュービクルを設置し、変圧された電力を分電盤経由で船舶に供給する。

(8) 概算工事費等（万代中央地区及び本港地区）

- ・概算工事費（工事内訳書等）を算出すること。
- ・工事工程表を作成すること。
- ・工事発注用の図面、数量計算書、特記仕様書を作成すること。

(9) 陸電施設及び給水施設の利用料金のシミュレーション（万代中央地区及び本港地区）

- ・工事費及び維持管理費を回収する利用料金
- ・維持管理費を回収する利用料金

2 既存資料（次の資料を提供する）

- ・徳島小松島港万代中央地区の平面(1:500)、横断・縦断図面
- ・港湾台帳図面本港地区（1:2500の平面図CAD）
- ・徳島小松島港本港地区岸壁（-9 m）改良工事に使用した図面CAD（直轄事務所提供）

様式第1号

## 重点調査回答書

委託業務名	
委託業務箇所	
落札価格	千円(税込み)
受注者名	
回答者名	印

回

答

1 入札価格の積算根拠	
(1) 業務委託積算内訳書	(別紙可)
・作業人工数と技術者単価（技術者数及びその拘束日数等） ・一般管理費の内訳（事務用品費、通信交通費、福利厚生費、雑費等） ・技術経費の内訳（技術者の技術力保持等のために必要な経費） ・外注経費の内訳（具体的な見積書等） ・使用機材の内訳 ・その他の内訳	
(2) 低価格の理由・根拠	
(3) 利益見通し	

## 2 業務計画の内容

### (1) 管理技術者

- ・管理技術者が保有する資格・経歴 (別紙可)
- ・管理技術者の手持ち業務数

### (2) 照査技術者（設計業務の場合）

- ・照査技術者が保有する資格・経歴 (別紙可)
- ・照査技術者の手持ち業務数

・

### (3) 業務計画書（委託契約書第3条参照 別記様式）

- ・当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法、工程管理等についてのコメント
- ・概略の業務工程（個別業務の必要日数、技術者の配置日数等）
- ・概略の照査計画（照査を行う業務の節目、時期、内容等）
- ・業務体制（管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図）
- ・想定される成果品（図面の種類、報告書の内容等）
- ・業務に使用する主な図書及び基準等

### (4) 再委託等

- ・再委託内容・再委託予定業者・受託者との関係 (別紙可)
- ・調達資材・調達予定業者・受託者との関係 (別紙可)

### (5) 本業務の履行に必要な主な機材調達等

- ・調達（手持ち）機材の有無 (別紙可)

## 3 業務受注状況等

### (1) 現在の受注状況

- ・県発注業務の受注件数 (別紙可)

- ・国・市町村・その他機関発注の受注総件数 (別紙可)

### (2) 全受注件数のうち本業務と同種の受注件数 (別紙可)

### (3) 保有技術者数 (別紙可)

以上相違ありません。

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者名

印

別記様式

## 業務計画書

1. 当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法、工程管理等についてのコメント

### (1) 業務の目的

- ・業務の意図及び目的を簡潔に記載する。

### (2) 業務項目

- ・仕様書の内容、業務の細目を明確にする。

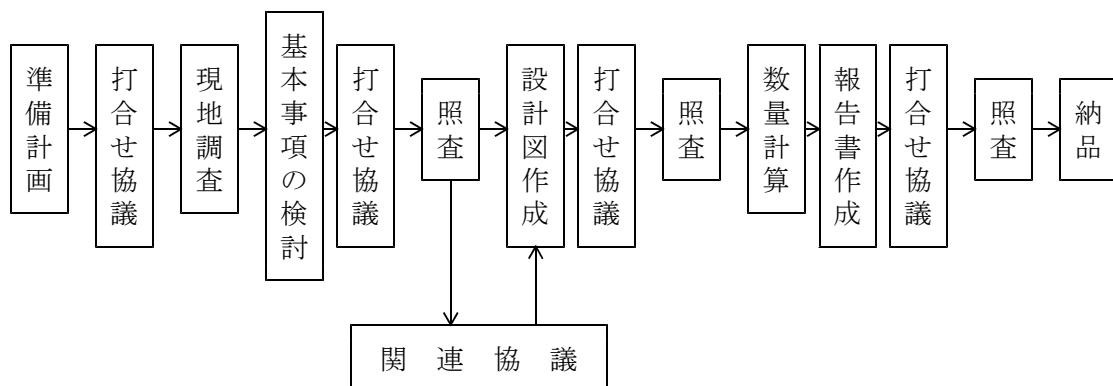
<記載例>

工種	種別	細別	規格	単位	数量	摘要

### (3) 実施方法

- ・作業計画（業務の流れ）を簡潔に記載する。

<記載例>



(4) 想定される問題点、制約条件等

- 想定される問題点や制約条件等について記載する。

(5) 必要となる検討事項、検討内容等

- 必要となる検討事項、検討内容を総合的にとりまとめて記載する。

2. 概略の業務工程

- 業務工程表を項目ごとにバーチャート等で示す（個別業務の必要日数、技術者の配置日数等も記入すること。）。

<記載例>

工程 工種	○○月 10 20		○○月 10 20		技術者計	
準備・計画						
現地調査						
○○概略検討						
路線選定						
照査						
打合せ協議						
関連協議						
管理技術者	○○	○○	○○	○○	○○	○○
照査技術者			○○	○○		○○
技師A	○○		○○	○○	○○	○○
技師B	○○	○○	○○	○○	○○	○○
技師C		○○		○○		○○
計	○○	○○	○○	○○	○○	○○

※技術者の配置日数（時間）を記入すること。

### 3. 概略の照査計画（照査を行う業務の節目、時期、内容等：コンサルタント業務のみ）

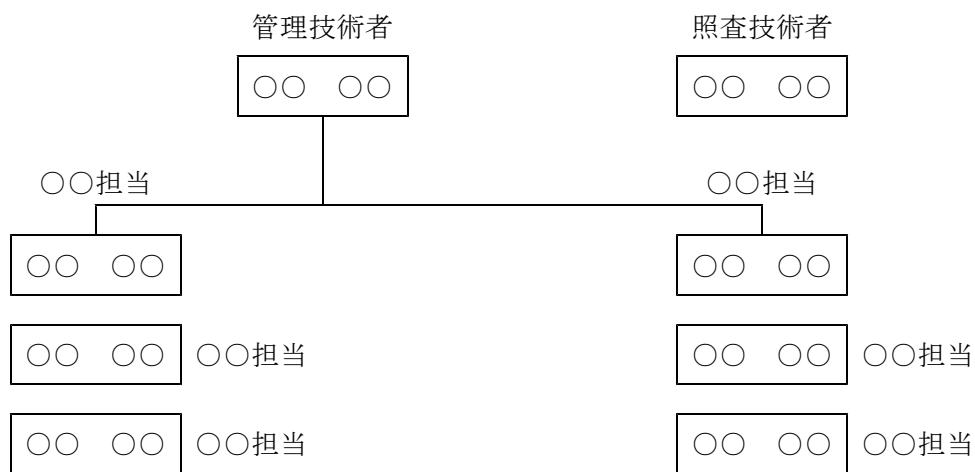
- 照査の時期や照査事項について簡潔にコメントする。

### 4. 業務体制

(管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図)

- 管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図を作成する。

<記載例>



### 5. 想定される成果品（図面の種類、報告書の内容等）

- 仕様書等に基づき、成果品の内容、部数等を記載する。

### 6. 業務に使用する主な図書及び基準等

- 当業務に使用する図書及び基準等について、法令、指針等必要と考えられるものを記載する。